○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪二二三番一から同村菅窪二二三番一〇二まで	前	一一八・六一～一五〇・〇六メートル	〇・二五九キロメートル
	後	一一六・九〇～一四二・九四メートル	〇・二五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉字角田八番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十一日

○北陸地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市上一日市字川端三一八番一から同市上一日市字鳥島二三三番一まで	前	一七・一二～二四・八七メートル	〇・三九〇キロメートル
	後	一七・四六～二四・八七メートル	〇・三九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市上一日市字川端三一八番三から同市上一日市字鳥島二二五番二まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市高松オ一七番七から同市高松オ一四番一一まで	前	一八・〇〇～三五・一二メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	一八・〇〇～二八・八五メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	かほく市高松オ一七番七から同市高松ミ四番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区女池字西前沢一七九〇番四から同市中央区女池字西前沢一七九〇番五まで	前	三九・四六～四六・九五メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	三九・四六～四六・九五メートル	〇・〇三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号